

## 選挙権年齢の引下げに係る対応について

平成27年7月16日  
中央教育審議会  
初等中等教育分科会  
資料3-5

- 公職選挙法等改正法 平成27年6月17日成立(平成27年6月19日公布)
  - ・ 公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、年齢満20年以上から年齢満18年以上に改める。
  - ・ 選挙運動をすることができない者の年齢について、年齢満20年未満から年齢満18年未満に改める。

<施行期日>

公布日から1年後(平成28年6月19日)に施行。施行日後初めての衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の公示日以後に期日を公示又は告示される選挙から適用。

(仮に、平成28年参議院議員通常選挙から選挙権年齢が満18歳以上となった場合)

現在(平成27年度)在籍する高校3年生は全員が、高校2年生は選挙時点で18歳になっている者については、高校在学中に有権者となる。

★高校生に対する政治への参加意識を高めるための指導の充実や、高校生の政治的活動に係る考え方の整理等の対応が必要

### 現在の文部科学省における対応状況①

#### ○高校生向け副教材と教師用指導資料の作成

政治や選挙等に関する副教材や教師用の指導資料について、学校現場で行われている事例を収集するなど、内容を検討中(①選挙の仕組みや意義の説明などの解説編、②模擬選挙など実践的な学習活動を行うためのワークシートなどを含む実践編、③公職選挙法の禁止事項の解説などの参考編)。副教材は、夏頃を目途に作成し、その後、全ての高校生に配布予定。

#### ○全国説明会の開催

各都道府県・指定都市教育委員会の指導主事を対象とした会議や、各都道府県の私立学校担当部課長等を対象にした会議において、公職選挙法等改正法の概要の周知及び学校教育における対応について要請

【教育委員会対象】6月29日に小学校、30日に中学校を実施。高等学校については、7月14、15日を予定。このほか、7月から10月にかけて各都道府県等において実施する説明会において対応を要請する予定。

【私立学校担当対象】7月から10月にかけて行われる会議において、周知を予定。

## 現在の文部科学省における対応状況②

### ○教員の政治的中立性の確保

学校教育の政治的中立性を確保するため、必要な通知の発出や教員用の指導資料の作成等により、教職員が教育基本法や公職選挙法等の法令の趣旨を遵守することについて、更なる周知徹底を予定。

### ○昭和44年通知の見直し

高等学校における政治的活動の制限等について指針を示してきた昭和44年通知「高等学校における政治的教養と政治的活動について」について、学校教育関係者等の意見を聴取しつつ、見直しを検討中。

通知の見直しに当たっては、

①高等学校における政治的教養の教育については、指導に当たる教員の中立性に留意しつつ、模擬投票や模擬議会、ディベートといった教育効果が期待されるより実践的な教育が必要であることを強調するとともに、今回の改正に関連する公職選挙法等に関する必要な知識の指導を行うこと。

②高校生の政治的活動の在り方については、

ア 公職選挙法等の改正により18歳になった高校3年生が投票や選挙運動を行えるようになることを踏まえた対応が必要であること(特に18歳と17歳以下の生徒が混在することに留意した生徒指導が必要)

イ 高等学校が、学校教育法や学習指導要領において教育の目標や内容が定められた生徒の教育を目的とする公的な施設であることを踏まえ、生徒の活動が学校教育活動の一環として行われる場合、学校施設内で行われる場合、学校外で行われる場合のそれぞれに求められる政治的中立性との関係や、生徒の活動をどう考えるべきか

などを総合的に検討することが必要である。

### ○次期学習指導要領の検討

次期学習指導要領の見直しの検討において、社会的・職業的な自立や主体的な社会参画に必要な選択・判断の基準を形成し、課題の解決に必要な力を身に付ける新科目を、高等学校に設置することなどについても検討。

### ○大学等における学生を対象とした啓発の取組の推進

各大学等において、各自治体の選挙管理委員会と連携して、キャンパス内における期日前投票所の設置やインターンシップなどを通じた学生への啓発活動等が充実するよう、総務省と連携して通知の発出を検討。

# 学校における政治や選挙等に関する教育について

○学習指導要領に基づき、小・中・高等学校において、政治や選挙等に関する教育を実施

## 小学校学習指導要領(平成20年3月文部科学省告示)

### 【社会 第6学年】

- ・ 政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること
- ・ 我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていること

## 中学校学習指導要領(平成20年3月文部科学省告示)

### 【社会〔公民的分野〕】

- ・ 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義
- ・ 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていること
- ・ 国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みや議会制民主主義の意義
- ・ 民主政治の推進と国民の政治参加との関連、選挙の意義

## 高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示)

### 【公民】

- ・ 日本国憲法に定める政治の在り方と国民生活とのかかわりや政治参加の重要性
- ・ 国会、内閣、裁判所などの政治機構の概観
- ・ 望ましい政治の在り方と政治参加の在り方

# 公職選挙法等の一部を改正する法律 概要

## 1 選挙権年齢等の18歳への引下げ関係 (第1条から第4条まで関係)

「公職選挙法」、「地方自治法」、「漁業法」及び「農業委員会等に関する法律」に規定する選挙権年齢等について、本則で、「18歳以上」への引下げの措置を講ずる。

## 2 施行期日関係 (附則第1条及び第2条関係)

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用する。

## 3 選挙犯罪等についての少年法の特例等

### (1) 選挙犯罪等についての少年法の特例 (附則第5条関係)

- ① 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定（検察官への送致の決定）をしなければならない。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。
- ② 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

### (2) 検察審査会法等の適用の特例 (附則第7条から第10条まで関係)

当分の間、18歳以上20歳未満の者は検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないこととするとともに、成人に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないこととする。

## 4 民法の成年年齢等の引下げに関する検討 (附則第11条関係)

国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

## 5 その他

その他所要の規定の整理を行う。

※ 平成27年6月17日に成立、同19日に公布。

## 公職選挙法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十七年六月十五日  
参議院政治倫理の確立及び  
選挙制度に関する特別委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法により新たに有権者となる若年層において、民主主義の根幹である選挙の意義等の十分な理解が進むことが本法施行の前提ともなるべき重要な事柄であることに鑑み、主権者教育及び若者の政治参加意識の促進に向けた諸施策を速やかに実施するとともに、その一層の充実を図ること。

二、選挙権年齢の引下げは、長い選挙制度の歴史においても極めて重要な事項であることに鑑み、民間関係団体等とも連携して、速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うこと。

三、選挙権年齢引下げに対応するために必要な選挙管理委員会の諸準備に対する支援を行い、選挙の円滑な実施と投票率の向上に万全を期すよう努めること。

右決議する。